

第3期前橋市教育振興基本計画（案） 【概要版】



01 「前橋市教育振興基本計画」について

1 計画改訂の趣旨と位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画
- 計画期間：6年間 令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）まで
- 第七次前橋市総合計画の行動指針を踏まえて計画を策定

2 教育をめぐる本市の状況

人口減少、少子高齢化、外国人の増加など多様化の進展

多様な人がお互いの良さを認め合うウェルビーイングの理念を実現する共生社会の形成や、人生100年時代において、学び直しや学び続けることができる場と機会の提供が求められています。

ICT技術の更なる進化やデジタル化など、変化が激しく予測困難な Society5.0 時代の到来

ICTを主体的に使う力、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力の育成が求められています。

子供や子育てをめぐる環境の変化

体験活動や異年齢間交流の減少、経済的貧困・ヤングケアラーなど、子供や子育てをめぐる環境の変化に伴う問題に対して関係機関、地域や企業と連携した取組・支援が求められています。

新学習指導要領の実施、GIGAスクール構想、「令和の日本型学校教育」の構築など、学校教育の転換期

社会に開かれた教育課程の実現、ICT技術の活用等を通じた教職員の多忙化解消、地域や企業等と連携した取組などが求められています。

教育施設の老朽化、文化財の保護と活用

対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換、施設の長寿命化や財政負担の平準化が求められています。また文化財については、活用に向けた着実な調査・整備と専門的知見を有する人材の育成が求められています。

02 「第3期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、本市の教育の大綱で定める前橋の教育が目指す人間像「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。



多様な人と協働しながら、
主体的・創造的に社会を創る人



前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

第2期計画から考え方を引き継ぎ4つの「指針（個を伸ばす）（認め合う）（創り出す）（未来へつなぐ）」と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなどにとらわれず、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針と視点を踏まえて各施策に取り組むことにより、目指す人間像を育成していきます。

針（指針）と糸（視点）で布（施策）を織り、織られた布が重なり続け、大きな布（目指す人間像）になるイメージです。

県都前橋 生糸のまち
県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組みます。



分野別 基本理念 及び 基本方針			
学校教育	基本理念	基本方針	
	生きる力を育む学校教育の充実		
	義務教育	効果的・効率的な学校経営に向けた体制づくりなど	学校力を高める学校経営
		「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感できるなど	魅力あふれる教育活動
	高校教育	教職員の資質・能力の向上や組織的な生徒指導の充実など	学校力を高める学校経営
青少年教育	基本理念	基本方針	
	人間性豊かな青少年の育成		
	地域健全育成	地域や家庭、学校の連携・協働による 子供が主体となった活動の支援など	地域健全育成活動の充実
		多様な文化への関心や理解を高めるための	国際理解教育活動の充実
	生徒指導と 教育相談	いじめの防止や多様化・複雑化した不登校への対応など	学校の健全育成活動と、 子供をめぐる問題解決への支援の充実
社会教育	基本理念	基本方針	
	心豊かな前橋の文化の創造		
	生涯学習	地域課題や市民ニーズに対応した魅力ある学びの場の提供など	「主体的な学び」の継続につながる 学習機会の提供
		個々の学習成果を社会へ還元できる仕組みづくりなど	公民館・コミュニティセンターの充実
	図書館	個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承する	地域で活躍する人材の育成と活用
教育環境整備	基本理念	基本方針	
	「学び」「創造」「交流」の場としての 教育環境づくり		
	教育施設整備	多様な学習要望への対応や子供の主体的な読書活動など	知的活動を支援する図書館の充実
		新たな前橋の魅力の発見など	未来へつなぐ文化財等の保護と活用
	学校給食	安全・安心でおいしい学校給食の安定的な供給など	子供たちの健やかな成長を育む 学校給食の充実
教育振興基金	基本理念	基本方針	
	「学び」「創造」「交流」の場としての 教育環境づくり		
教育施設整備	基本理念	基本方針	
	「学び」「創造」「交流」の場としての 教育環境づくり		
学校給食	基本理念	基本方針	
	「学び」「創造」「交流」の場としての 教育環境づくり		
教育振興基金	基本理念	基本方針	
	「学び」「創造」「交流」の場としての 教育環境づくり		

03 具体的重点施策

第3期計画は、計画と具体的施策の関連性を明確にし、実効性のある計画とするため、施策、具体的取組及び計画最終年の目標指標を記載しています。記載する施策は、第3期に重点的に取り組む施策です。ここでは、代表的な施策を記載しています。

学校教育	施策の目標	学び続ける力の育成
	施策（No.4）	主体的・対話的で深い学びの実現
	具体的取組	●「教育課程編成・実施の手引き」や『『指導と評価の一体化』のための学習評価のポイント』に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実 など
	目標指標	学校評価アンケート『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進』について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員の割合
	R3年度	87.8%
青少年教育	施策の目標	学校支援体制の充実と問題行動の防止
	施策（No.22）	児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実
	具体的取組	● スクールアシスタントやオープンドアサポーター、スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実 ● SOS の出し方に関する教育の普及・啓発の推進
	目標指標	SOS の出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合
	R3年度	未実施
社会教育	施策の目標	公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実
	施策（No.29）	地域課題や市民ニーズに対応した多様な魅力ある学びの場の充実
	具体的取組	● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実（健康、食育、安全安心、デジタル活用等）
	目標指標	公民館及びコミュニティセンター事業開催回数（年間）
	R3年度	627回
教育環境整備	施策の目標	文化財施設の整備
	施策（No.44）	歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理
	具体的取組	● 県及び市文化財保護指導員によるパトロール及び所有者への指導・助言の推進
	目標指標	文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」（4段階評価上位2位）の割合
	R3年度	91%



児童生徒が主体となる授業



スクールロイヤーによるいじめ防止教育の授業



明寿大学



臨江閣

04 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を活用

年度ごとに設定した目標、評価対象年度の実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価します。評価の際は、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定などに学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者の知見を活用します。

点検及び評価を通じた施策の振り返り、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、PDCAサイクルにより、計画を着実に実行し、本市教育の充実につなげていきます。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。